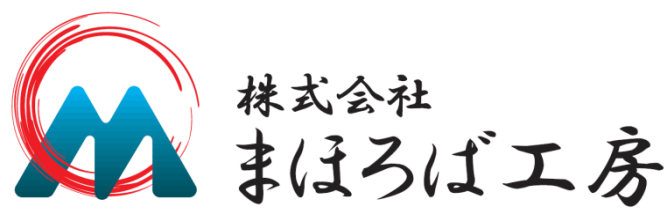


SPEED Call 契約約款



平成 24 年 4 月 1 日改定

改定履歴

2012/4/17	訂正前	第 23 条 <u>第 1 条</u> によるサービスの終了に関する料金については、 契約の解除日をもって利用終了日とし、料金を算出し請求しま す。
	訂正後	第 23 条 <u>第 13 条</u> によるサービスの終了に関する料金については、 契約の解除日をもって利用終了日とし、料金を算出し請求しま す。

SPEED Call 契約約款

第1章 総則

【約款の適用】

第1条 株式会社まほろば工房（以下「当社」という）は、SPEED Call 契約約款（以下「本約款」という）を定め、SPEED Call サービス（以下「本サービス」という）を提供します。

2. 本サービスを利用する当社との契約者（以下「契約者」という）は本約款を遵守して下さい。
3. 本サービスの個々のサービスメニューにおいて利用規定が設けてある場合には、契約者は利用規定に従って利用してください。

【約款の変更】

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。

2. 変更する場合は、その内容を電磁的な方法により公開します。公開された時点において、契約者は内容に同意したとみなします。
3. 約款が変更された場合、契約の条件等は変更後の約款によります。

第2章 サービス

【サービス内容】

第3条 本サービスは、下記各号に定める要領に従い、契約者の指定するノードやホストに対して遠隔で監視を行い、その結果を通知するものです。

1. 当社が設置する監視装置より、インターネットを経由して到達可能、若しくは、別途の手段を以て当社の監視装置より到達可能なノード若しくはホストに対して監視を行います。
2. 監視の結果、当社が定める監視条件の範囲において契約者が設定した条件に合致しなかった場合に障害と判断します。
3. 一旦障害と判断した後に上述の条件に合致した場合に復旧と判断します。
4. 障害の発生と復旧を、当社が用意する監視・通報装置より契約者が指定する運用者に対してその状況を通知します。

【サービス結果の無保証】

第4条 本サービスにおいては、障害や復旧の検出後可能な限りにおいて速やかに、メールないしは電話もしくはその両方により運用者に通知することで、運用の支援を行うものです。

2. 本サービスは、以下を保証するものではありません。
 - a. あらゆる障害やその復旧に対して、その全てを正しく検出すること。
 - b. 検出後の通知が必ずなされること、あるいは一定時間内になされること。
 - c. 運用者が通知を認識すること、さらに障害からの復旧が迅速に行われること。

第3章 利用手続き

【利用申込】

第5条 第3条のサービスを受けることを目的とし、本サービスの利用を希望する場合は、当約款を理解し承諾した上で、当社所定の様式にて申込を行ってください。

2. 当社は申込を受け取った時点で、申込者が当約款を承諾したものと見なします。

【利用許諾】

第6条 当社は申込を受けた場合に、本サービスが提供可能であり、かつ当社の他のサービスの実施に支障がないと判断した場合、当社は利用を承諾する旨の通知を行います。

2. 申込者が当社からの通知を受け取ったことで、利用契約が成立するものとします。

【利用開始】

第7条 当社が申込の承諾をした場合は、契約者に利用開始日を通知し、契約者が利用に必要な情報を通知します。

【利用終了】

第 8 条 契約者は利用を終了しようとする場合は、31 日以上前の当社営業日までに当社に通知するものとします。

2. 利用開始日（利用開始日が暦月の初日でない場合には翌月の初日）から 1 ヶ月間を最低利用期間とします。

【契約者情報の変更】

第 9 条 契約者は、名称、住所およびその他の契約者登録内容に変更があった場合、もしくは契約者の地位の承継があった場合には、速やかに当社へ通知するものとします。

【利用要件】

第 10 条 契約者はサービスを受ける際に以下の設定もしくは確認を行い、この状態を維持してください。ただし、事前に当社了解を得た場合にはこの限りではありません。

- a. 監視対象のホストの監視対象プロトコルに該当するポートを監視サーバから通過可能にする。
 - b. 音声通知対象の固定電話や携帯電話を含む全ての通話装置が日本国内にあるようにする。
2. この他、必要に応じて当社が行う技術的指示にしたがってください。

【通知先の設定】

第 11 条 契約者は、通知対象の運用者に本サービスに伴う通知が行くことに関する了解を得てください。さらに通知先の設定を正しく行ってください。

2. 第 3 条に定めるサービスを用いること以外を目的として、通知先を設定してはなりません。
3. 前項に反して発生した刑事責任および民事責任については、契約者が全て責任を負うこととします。

第4章 サービスの中断・停止・終了

【サービスの中断】

第12条 当社は次の場合に、本サービスを中断もしくは制限することがあります。

- a. 当社のサービス設備の保守もしくは工事の必要がある場合
 - b. 当社のサービス設備に障害が発生した場合
 - c. 本サービスを提供するために当社が利用している電気通信サービスが停止した場合
 - d. 電気通信事業法の規定に基づく措置として必要な場合
2. 本サービスの中断もしくは制限について、当社は契約者に事前に通知します。ただし、緊急の場合や、やむを得ない場合を除きます。
 3. 中断もしくは制限の原因が取り除かれた場合には、速やかに復旧するものとします。

【サービスの停止】

第13条 次に該当する場合、当社は本サービスを停止し、さらに利用契約を解除できます。

- a. 利用申込の記載事項に虚偽があった場合
- b. 契約者が本規約もしくは当社が別に定める利用規定等に違反した場合
- c. 契約者が利用料金等を当社指定日までに支払わない場合、もしくは支払いの能力がないと当社が判断した場合
- d. 契約者が当サービスの正常な提供に支障を起こす状態で利用を行った場合

【サービスの終了】

第14条 本サービスの提供が困難になった場合、当社は30日前までに契約者に通知の上で本サービスを終了できるものとします。

第5章 利用料金

【支払い方法】

- 第15条 当社から契約者に利用料金に税等を含めた請求書を毎月10日までに送付しますので、当社の定める方法で契約者は当該月末までに支払いをしてください。
2. 請求書の送付が10日までに間に合わない場合は、当該請求額を翌月の請求書に合算して請求致します。
 3. 支払いの際に生じる金融機関への手数料等は契約者が負担するものとします。

【初期費用】

- 第16条 第6条に示す契約成立時に、諸費用として別表に定める初期費用を申し受けま
- す。
2. 第13条に基づくサービスの停止後にサービスを再開した場合には、再開毎に初期費用が発生します。
 3. 本条前項までの場合を除き、契約が継続する間、初期費用は発生しません。

【基本料金】

- 第17条 各サービス利用月に対し別表に示す基本料金が発生します。
2. 基本料金は利用月の月末に当社から契約者に請求を行います。
 3. 利用開始時に初期工事が発生する場合は別途費用を請求するものとします。

【通知料金】

- 第18条 サービス利用月に通話に伴い発生した料金は、別表に定める規定回数を超えた回数に別表で定める規定金額を乗じて算出した通知料金を支払うものとします。
2. 通知料金は利用月の月末に当社から契約者に請求します。

【利用開始時の扱い】

- 第19条 利用開始日が暦月の10日より前の場合は、利用開始月の1月分の基本料がかかります。利用開始日が暦月の10日以降の場合は、利用開始月の基本料を免じるものとします。
2. 利用開始月に基本料金が発生する場合は、利用月の月末に請求します。
 3. 利用開始月の通知料金は、利用月の月末に請求します。

【利用終了時の扱い】

第 20 条 利用終了日が暦月の最終日でない場合、基本料金は当該暦月の最終日までの料金で算出します。

2. 長期契約等の複数月の利用期間を設定した契約において、その契約期間中に解約する場合、契約期間全期間分の基本料金を最終利用月の月末に請求します。
3. 利用終了日までの通知料金は、利用月の月末に請求します。

【最低利用期間に満たない解約】

第 21 条 最低利用期間終了を待たずに利用を終了する場合には、契約者は最低利用期間完了分の基本料金を支払うものとします。

2. 利用終了日までの通知料金は、利用月の月末に請求します。

【サービスの中断に伴う扱い】

第 22 条 第 12 条に定めるサービスの中断もしくは制限において、利用料金を減額する場合があります。

2. 原因が当社の過失または作業中のやむを得ない事故による場合、中断もしくは制限が起こった時間に応じて料金を減額します。
3. 原因が当社に因らず、かつサービスの中断もしくは制限が起こり得ることを事前に当社が知り得たにも関わらず契約者への通知を怠った場合もしくは著しく通知が遅延した場合は前項と同様とします。

【サービスの停止に伴う扱い】

第 23 条 第 13 条によるサービスの終了に関する料金については、契約の解除日をもって利用終了日とし、料金を算出し請求します。

【延滞利息と督促手数料】

第 24 条 支払期日を経過しても支払いがない場合は、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求する場合があります。

2. 支払期日を経過した後は、督促毎に別表に定める督促手数料を追加して請求します。

第 6 章 その他

【免責】

第 25 条 本サービスの利用において直接的または間接的に発生した契約者の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2. 本サービスを利用して契約者が第三者もしくは本サービスの他の契約者に対して損害を与えた場合も同様とします。

【約款で定めない事項】

第 26 条 本サービスのご利用に関して、本約款、その他当社が別に定める利用規定等および当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

【準拠法】

第 27 条 本約款と本約款に基づく行為は、日本法に準拠し日本法に従って解釈されるものとします。

【言語】

第 28 条 本約款が複数の言語で記述されている場合、日本語で記述されているものを正式なものとしします。

【係争】

第 29 条 本サービスのご利用に関して、当社と契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、当社本店所在地が管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 7 章 附則

本約款は平成 24 年 4 月 1 日より実施します。

別表

- 以下は税別の料金です。御請求時には合計金額に消費税等を加えます。
- 長期契約割引、キャンペーン割引、バルク割引の価格については別途定めます。

利用料金			
種別	課金単位	価格（円）	備考
初期費用	1 監視当たり初回	2, 500	
基本料金	1 監視当たり月額	2, 500	6 通話分の料金を含みます。
通知料金	1 通話ごと	40	着信回数で計数します。
督促手数料	督促 1 回ごと	1, 000	支払いが滞った場合に対して。